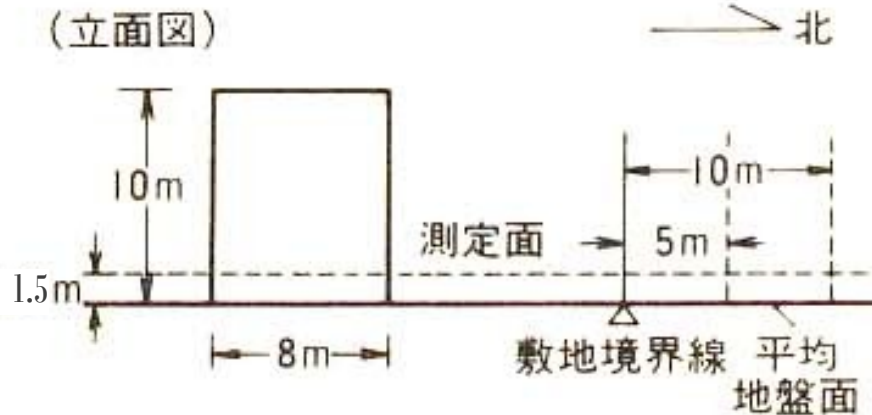


## 規制の概要

- ・地方公共団体の条例により、規制対象区域と規制値等を決定し、敷地境界線から一定の範囲に、一定時間以上の日影を生じさせないように規制することにより、周囲の日照の確保を目的としている。
- ・ただし、特定行政庁が土地の状況等により周囲の居住環境を害するおそれがないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合は、当該規定を適用除外とすることができる。

## ◇低層住居専用地域

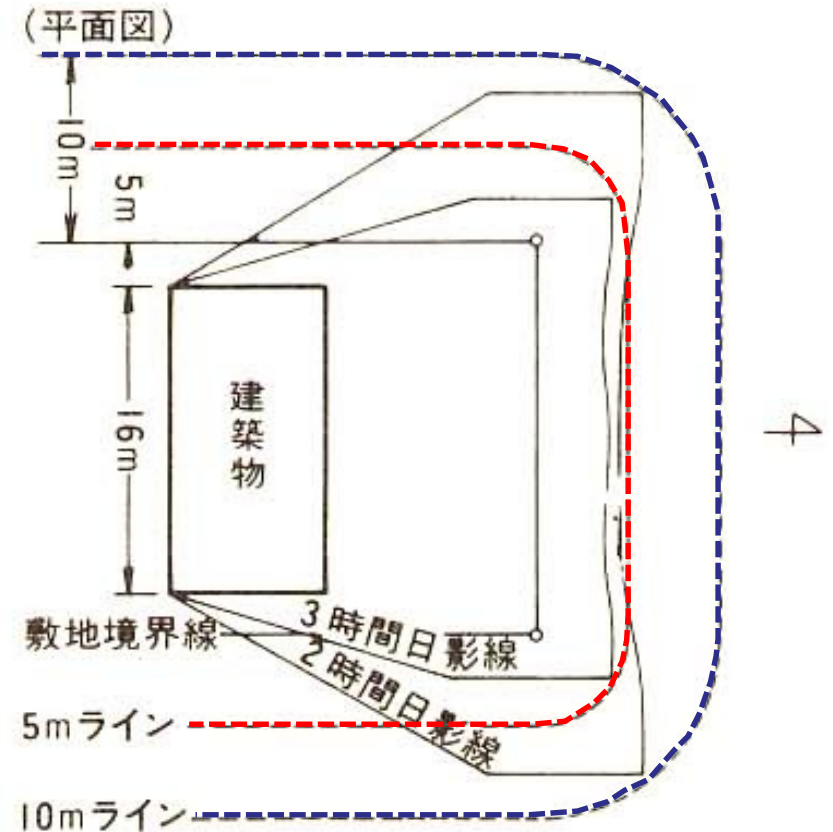


## ◇対象区域

以下の地域から、地方公共団体の条例で区域を指定

- 第1種・第2種低層住居専用地域、
- 第1種・第2種中高層住居専用地域、
- 第1種・第2種住居地域、準住居地域、
- 近隣商業地域、準工業地域

※商業地域、工業地域、工業専用地域は日影規制の対象外



# 日影規制に係る建築基準法の法制化等の経緯

年	事項
S36(1959)	特定街区制度の創設。
S45(1970)	住専地域の北側斜線制限の創設。都市計画法で、絶対高さを廃止し、容積率制度を全面採用。
S47(1972)	最高裁(日照権損害賠償請求事件)で日照・通風が法的保護の対象となることが判断される。
S48(1973)	<b>建築審議会 日照基準専門委員会</b> の中間報告 「日照確保のための建築規制基準についての中間報告」
S51(1976)	建築基準法改正(日影規制)。(※1年施行)
S52(1977)	日影規制施行。
H9 (1997)	高層住居誘導地区制度の創設。
H14(2002)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日影規制改正(測定面6.5m追加)</li> <li>・都市再生特別地区制度の創設。</li> </ul>

## ○建築審議会 日照基準専門委員会 「日照確保のための建築規制基準についての中間報告」(昭和48年8月31日)概要

- ・日照の確保のための建築規制は実効性と弾力性を有するものでなければならない。
- ・したがって、規制の方法として規制対象建築物が周囲に及ぼす日影を一定時間以内に制限することにより日照確保を図る方法が適当であるとした。
- ・なお、建築規制として、以下の規制の方法は適切でないとした。

- 1) 建築物の高さ・配置等について画一的に形態を制限することにより間接的に日照確保を図る方法 (例:斜線制限方式 等)  
⇒日照確保を図るうえでその効果が十分でない。
- 2) 直接関係住民の同意のみによる方法  
⇒長期的、客観的視点に立った合理的かつ健全な都市造りを困難にさせる。
- 3) 一定の日照時間を直接確保する方式  
⇒日照障害が規制対象建築物のみでなく障害を受ける建築物の位置、その敷地の規模、周辺の建築物の状況等によっても左右される。